

(3月定例議案)

1 議案名

職員の旅費に関する条例第二条第二項の規定による教育職員の職務の級を定める訓令の一部を改正する訓令について

2 制定理由

徳島県学校職員給与条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。

3 関係法令

徳島県学校職員給与条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例について（平成28年徳島県条例第31号）



# 職員の旅費に関する条例第二条第二項の規定による教育職員の職務の級を定める訓令の一部を改正する訓令について

教職員課

## 1 訓令改正の理由

徳島県学校職員給与条例の一部が次のとおり改正されたことに伴い、職員の旅費に関する条例第二条第二項の規定による教育職員の職務の級を定める訓令について、所要の整理を行う必要がある。

(1) 「職務の級」から「職務の等級」に用語の整理が行われたこと。

## 2 訓令改正の概要

### (1) 当該訓令について

職員の旅費に関する条例には、「行政職給料表による職務の級」を基準にして定めた規定があり、同条例第二条第二項の規定において、行政職給料表の適用を受けない者、すなわち、「小学校中学校教育職給料表」及び「高等学校等教育職給料表」の適用を受ける教育職員について、行政職給料表による職務の級に相当する職務の級を定めることとされている（これに基づき、当該訓令が定められている。）。

### (2) 改正点

徳島県学校職員給与条例の一部改正において、「職務の級」から「職務の等級」に用語の整理が行われたことに伴い、当該訓令の題名及び本則中の「職務の級」を「職務の等級」に改めることとした。

## 3 施行期日

平成28年4月1日

# 条 例 等 立 案 表

<p><b>題 名</b> 職員の旅費に関する条例第二条第二項の規定による教育職員の職務の級を定める訓令の一部を改正する訓令</p>	<p><b>課（室）名</b> 教職員課</p> <hr/> <p><b>担当者名</b> 並川 竜彦</p> <hr/> <p><b>電話番号</b> 三二二五</p>
<p><b>制定理由</b> 徳島県学校職員給与条例の一部改正に伴い、所要の整理を行う必要がある。</p>	
<p><b>あらまし</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 徳島県学校職員給与条例の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。</li> <li>二 この訓令は、平成二十八年四月一日から施行することとした。</li> </ul>	
<p><b>予算上の措置</b></p>	<p>考 備</p>
<p><b>関係法令等</b> 徳島県学校職員給与条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例（平成二十八年徳島県条例第三十一号）</p>	
<p><b>法令審査会</b>      <input checked="" type="checkbox"/> 要・否</p>	

徳島県教育委員会訓令第 号

各 公 立 学 校

職員の旅費に関する条例第二条第二項の規定による教育職員の職務の級を定める訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月 日

徳島県教育委員会

委員長 松 重 和 美

職員の旅費に関する条例第二条第二項の規定による教育職員の職務の級を定める訓令の一部を改正する訓令

職員の旅費に関する条例第二条第二項の規定による教育職員の職務の級を定める訓令（昭和六十年徳島県教育委員会訓令第五号）の一部を次のように改正する。

題名及び本則中「職務の級」を「職務の等級」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

(新旧対照表)

○ 職員の旅費に関する条例第二条第二項の規定による教育職員の職務の級を定める訓令

(改正案)	(現行)
<p>職員の旅費に関する条例第二条第二項の規定による教育職員の職務の等級を定める訓令</p> <p>職員の旅費に関する条例(昭和二十七年徳島県条例第九号)第二条第二項の規定による徳島県学校職員給与条例(昭和二十七年徳島県条例第四号)第四条第一項第三号に規定する行政職給料表による職務の等級に相当する行政職給料表の適用を受けない者のうちの教育職員についての職務の等級は、次の表に定めるところによる。</p> <p>(略)</p>	<p>職員の旅費に関する条例第二条第二項の規定による教育職員の職務の級を定める訓令</p> <p>職員の旅費に関する条例(昭和二十七年徳島県条例第九号)第二条第二項の規定による徳島県学校職員給与条例(昭和二十七年徳島県条例第四号)第四条第一項第三号に規定する行政職給料表による職務の級に相当する行政職給料表の適用を受けない者のうちの教育職員についての職務の級は、次の表に定めるところによる。</p> <p>(略)</p>